

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年9月10日
【計算期間】	第13特定期間 （自 平成24年12月11日 至 平成25年6月10日）
【ファンド名】	グローバル高配当プラス・ファンド（四半期決算型）
【発行者名】	日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 岡田 博
【本店の所在の場所】	東京都中央区新富一丁目14番 1 号 セントラルイーストビル 8 階
【事務連絡者氏名】	久保田 智之
【連絡場所】	東京都中央区新富一丁目14番 1 号 セントラルイーストビル 8 階
【電話番号】	03-5542-7000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ユーロ円債への投資を通じて、実質的に世界（日本を含む）の高配当が期待される株式等およびトレーディング戦略への投資により安定的な分配および信託財産の成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (含む日本) 日本	
債券		北米	あり ()
一般 公債 社債	年6回 (隔月)	欧州	
その他債券	年12回 (毎月)	アジア	
クレジット属性 ()	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ()	中南米	なし
その他資産 ()		アフリカ	
資産複合 ()		中近東 (中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円で為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

収益の源泉となる資産ではなく、組入れている資産そのものについての属性区分を記載しております。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われたいファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合……………目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)……………「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

- (2)特殊型……………目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- ①一般……………次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 ②大型株……………目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 ③中小型株……………目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般……………次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 ②公債……………目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 ③社債……………目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 ④その他債券……………目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 ⑤格付等クレジットによる属性……………目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

- (3)不動産投信……………これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

- (4)その他資産……………組入れている資産を記載するものとする。

- (5)資産複合……………以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型……………目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 ②資産配分変更型……………目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回……………目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
 ②年2回……………目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
 ③年4回……………目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
 ④年6回(隔月)……………目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
 ⑤年12回(毎月)……………目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
 ⑥日々……………目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
 ⑦その他……………上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
 ②日本……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 ③北米……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 ④欧州……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 ⑤アジア……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 ⑥オセアニア……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 ⑦中南米……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 ⑧アフリカ……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 ⑨中近東(中東)……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 ⑩エマージング……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド……………目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
 ②ファンド・オブ・ファンズ……………「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり……………目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

- ②為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ①ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型………目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（平成22年7月1日現在）

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1 バークレイズ銀行が発行するユーロ円債を通じて、実質的に日本を含む世界の公益関連、インフラ関連ならびに不動産関連の株式に投資します。

- ・日本を含む世界の公益関連、インフラ関連ならびに不動産関連の業種のなかで、予想配当利回り（株式等の価格に対する予想の配当金の割合）の高い株式等に投資します。
- ・四半期毎に投資銘柄の見直しを行います。



2 世界の高配当株式等への投資による配当収益に加え、トレーディング戦略によるインカム収入の獲得を目指します。

- ・トレーディング戦略とは、投資する株式等の個別銘柄毎に価格の下落リスクを軽減する取引とインカム収入の獲得を目指す取引を組合せた戦略です。同戦略は、株式等の価格下落リスクを軽減する取引コストよりインカム収入が大きくなるように設計されています。
- ・四半期毎に投資銘柄の見直しが行われる際に、トレーディング戦略の見直しを行います。

3 四半期毎に決算を行い安定的な分配を行うことを目指します。

- ・ 毎年3月、6月、9月および12月の各10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に従い分配を行います。
- ・ 分配金額は、委託会社が基準価額の水準および市況動向を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。

4 原則として、為替ヘッジは行いません。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

<ファンドの収益源のイメージ>

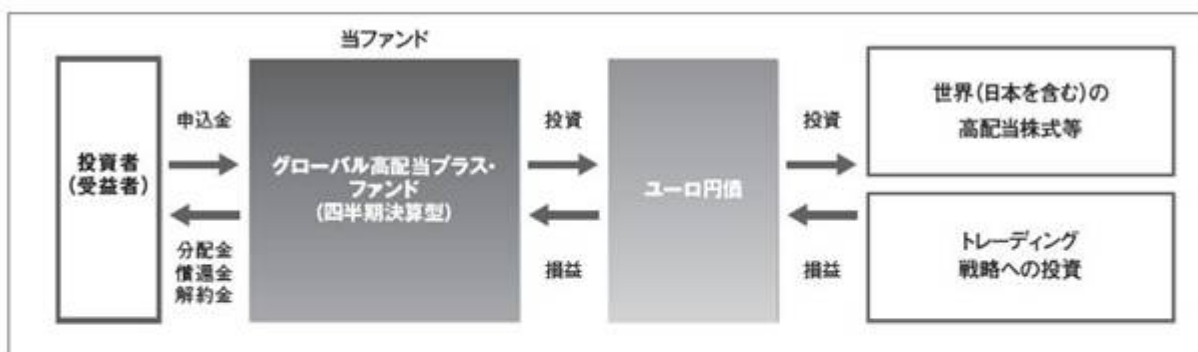


パークレイズ銀行について

- ・ パークレイズ銀行は英国を本拠地とし、300年以上の歴史を有する銀行です。
- ・ 同行は、グループとして、商業銀行、投資銀行、資産運用・管理、その他金融サービスを提供しており、グローバルに拠点を有しています。

（注）市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

ファンドの仕組み



（注）市況動向や資金動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

■ 分配方針

年4回（毎年3月、6月、9月および12月の各10日（休業日の場合は翌営業日））に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

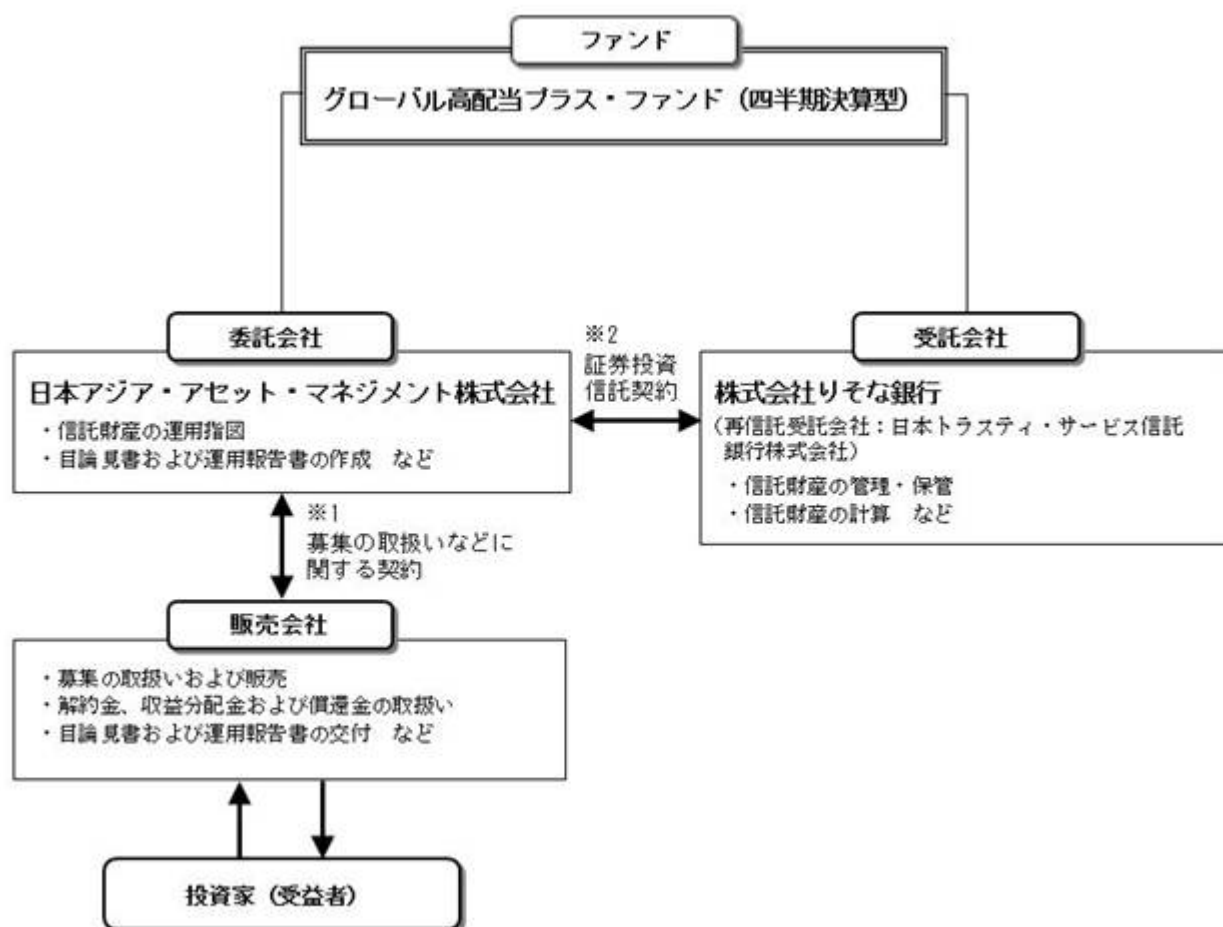
※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

<分配のイメージ>



※収益分配金は、一定の分配金額をお約束するものではありません。

- ④ 信託金限度額
- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
 - ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- (2) 【ファンドの沿革】
- 平成19年2月20日
- ・ファンドの信託契約締結、運用開始
- (3) 【ファンドの仕組み】
- ① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（平成25年6月末現在）

1) 資本金

13億500万円

2) 沿革

平成11年9月17日： 米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立

平成11年10月26日： 証券投資信託委託業の認可取得

平成12年10月6日： オールド・ミューチュアル（U.S.）ホールディングス・インクの傘下となる。

平成16年1月20日： 投資顧問会社として登録

平成17年3月30日： 日本アジアホールディングス株式会社の傘下となる。

平成17年10月31日： 投資一任業務にかかる認可を取得、ユーエイエム ジャパン インクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社に変更

平成19年9月30日： 金融商品取引業者として登録

平成25年7月13日： 会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社から日本アジア・アセット・マネジメント株式会社に変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
日本アジアホールディングス株式会社	東京都千代田区六番町2番地	5,200株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 主として、パークレイズ銀行が発行する以下の性格を有するユーロ円債への投資を通じて、パークレイズ銀行グループが独自に開発した投資手法に基づき計算されるグローバル高配当プラス戦略のパフォーマンスに連動する投資成果を目指します。

（ユーロ円債について）

- i) 日本を含む世界の高配当株式等のうち、公益関連、インフラ関連および不動産関連業種の株式等の値動きおよび価格変動リスクの軽減のために利用する有価証券オプション取引の投資成果に連動します。
- ii) 原則として、償還期限を有しますが、償還期限の変更または同一性質での再発行を適宜行うことができます。

② 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

パークレイズ銀行が発行するユーロ円債を主要投資対象とし、可能な限り高位に組入れます。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

② 有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は信託金を次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株の引受権を表示する証券もしくは証書（新株引受権証券を除きます。）
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
8. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの。
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの。

なお、第1号の証券または証書、第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第8号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

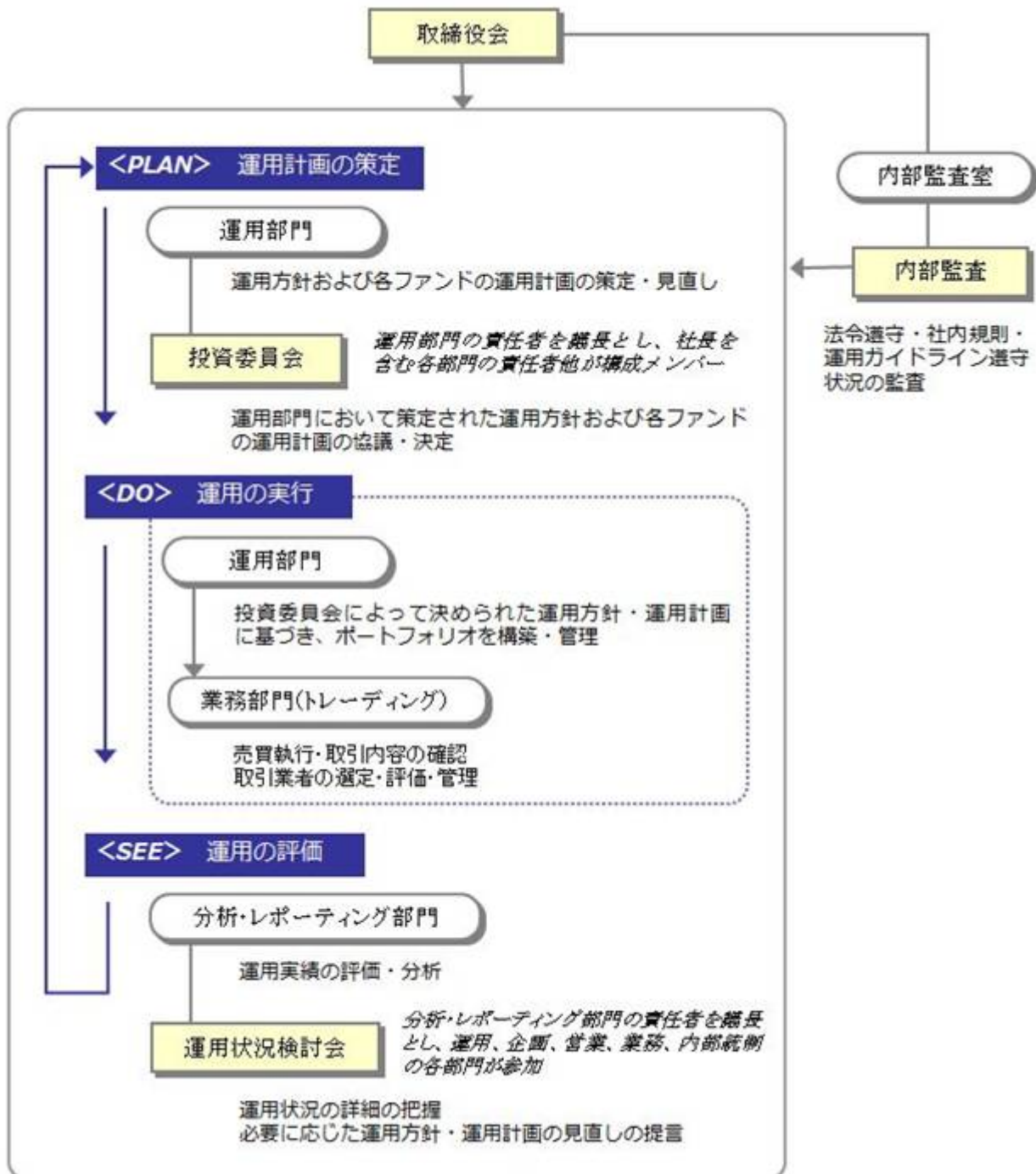
- ③ 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

- ・運用組織、内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織



委員会名または部署名	役割
投資委員会 (原則月1回開催)	当社または再委託先が行う運用および投資一任契約に基づく運用戦略について、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置等を決定するとともに、資産運用リスク管理上必要な事項等の決定を行います。
運用状況検討会 (原則月1回開催)	当社または再委託先が行う運用が信託約款に準拠して行われるとともに、投資判断の妥当性が確保され、合理的な運用成果が得られているか等を検証し、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置について投資委員会に報告または勧告を行います。
運用部門 (6名程度)	投資委員会で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書に基づいて、運用の指図を行います。
分析・レポートニング部門 (3名程度)	全てのファンドについて、運用実績の評価・分析・情報開示（レポートニング）を行います。
内部統制部門 (2名程度)	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証ならびに検証に基づく指導を各部門に行います。
業務部門 (トレーディング) (3名程度)	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、売買の結果について最良執行の観点からの検証・分析ならびに業者選定を行います。

・社内規程

委託会社では、社内規程でファンドの運用に当たって遵守すべき事項等を定めているほか、ポートフォリオの設定・管理と発注に関する規則、利益相反管理規程等の規則・規程を定め、法令遵守の徹底ならびにインサイダー取引および利益相反取引の防止に努めています。また、資産運用リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用部門から独立した部署が、運用の指図および運用状況について、運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を行っています。

なお、当社が第三者へ運用の指図権限を委託する場合には、「投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則」に従い、事前チェックおよび定期モニタリング等を実施しています。

・ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託会社（信託銀行（再信託受託会社を含みます。））については、受託会社が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

また、受託会社に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

発注先業者については、受益者および顧客の利益を最優先としたトレーディング業務を遂行するため、定められた事項（信用リスク、取引執行能力、事務取扱能力、手数料率および情報提供力）に基づき評価した上で選定・採用しています。

また、原則として6ヶ月毎に、上記事項に基づき発注先業者を評価しています。

※上記の運用体制は、平成25年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

1) 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定

めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りません。）の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- 2) 外貨建て資産への直接投資は行いません。
- 3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 同一銘柄の新株引受権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) 先物取引等は、約款第23条の範囲で行います。
- 7) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。但し資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

<基準価額の主な変動要因>

当ファンドは、ユーロ円債への投資等を通じて、実質的に株式や債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資しますので、為替相場の変動などの影響も受けます。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因の主なものは以下の通りです。

① 有価証券等の価格変動リスク

当ファンドは、原則として特定のユーロ円債を主要投資対象とし、可能な限り高位に組み入れます。したがって、当ファンドの基準価額は、当該ユーロ円債の価格変動の影響を大きく受けます。また、当該ユーロ円債を通じて、実質的に株式や債券など値動きのある有価証券に投資しますので、国内外の政治、経済、社会情勢等により価格が下落した場合には、その影響により当該ユーロ円債の価格が下落し、当ファンドの基準価額が値下がりする要因になります。

② 信用リスク

当ファンドは、特定の金融機関により発行されたユーロ円債を主要投資対象としますので、当該金融機関の経営不振等による信用度の悪化を反映して同債券の価格が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。また、同債券を売却する際は原則として当該金融機関の買い取りによる形式となりますので、当該金融機関の経営不振等により同債券の買い取りに支障が生じた場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③ 銘柄集中リスク（流動性リスク）

解約資金の手当て等のために、当ファンドが投資する特定のユーロ円債を大量に売却しなければならなくなった場合に、市場動向や取引量の状況によっては、不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。また、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。また、当該ユーロ円債を通じて実質的に投資する株式および債券など有価証券には、組入れ銘柄を売却する際に市場規模や市場動向によっては期待される価格で売却できない等のリスクがあります。

④ 特定業種への投資リスク

当ファンドは、実質的に公益関連、インフラ関連ならびに不動産関連という特定業種の株式への投資を行うため、より広い業種に分散して投資する場合と比べて特定業種の動向の影響を大きく受け、基準価額が大きく変動する可能性があります。なお、当ファンドは、トレーディング戦略において、投資銘柄の価格下落リスクを軽減する取引を行ないます。

⑤ 為替変動リスク

当ファンドがユーロ円債を通じて実質的に投資する外貨建資産については、当該ユーロ円債において為替ヘッジを行いませんので、一般に外国為替相場が当該通貨に対して円高になった場合には、当該ユーロ円債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

⑥ カントリーリスク

当ファンドがユーロ円債を通じて実質的に投資する外貨建資産については、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

<その他の留意点>

① ファンド運営上のリスク

(A) 取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込みの受け付けを中止することがあり、また、既に受け付けた取得のお申込みの受け付けを取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込みの受け付けを中止する場合があります。

(B) 信託の途中終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。また、主要投資対象であるユーロ円債の発行体の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり当該債券をすべて売却した場合、信託を終了し繰上償還させます。

② 販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

(A) 販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込み代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

(B) 受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

③ 収益分配に係る留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

(2) リスク管理体制

・資産運用リスク管理について：

市場リスク、信用リスク、取引先リスク、流動性リスク等を対象とします。

担当部門である運用部門が日々リスクの管理を行い、統括部門である分析・レポート部門に報告します。

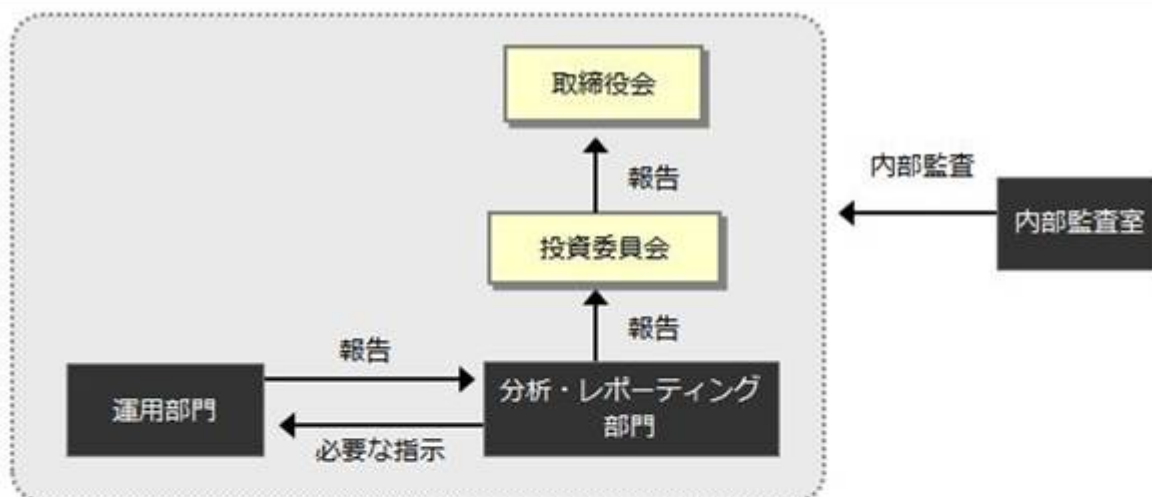
統括部門は、リスク分析・評価およびリスクへの対応状況を検証し、原則として月に一度開催される投資委員会にて内容を報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。

・その他のリスク管理について：

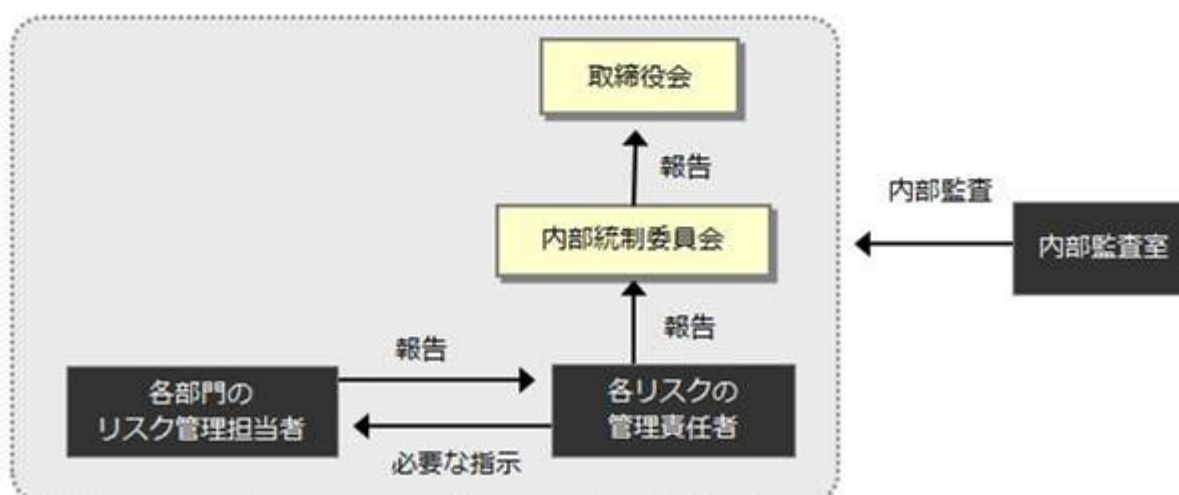
事務リスク、システムリスク、コンプライアンスリスクを対象とします。

各部門のリスク管理担当者がリスクの管理を行い、各リスク毎のリスク管理責任者である部門の責任者へ定期的に内容を報告します。リスク管理責任者は、原則として月に一度開催される内部統制委員会にて報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。

資産運用リスクの管理



その他のリスクの管理



※上記体制は平成25年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.675%（税抜3.5%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し下記の率を乗じて得た額とします。基準価額の水準（1万口当たりの基準価額をいいます。）により、以下の2つのケースに分かれます。

1. 基準価額が9,000円以上の場合・・・年率1.2075%（税抜1.15%）
2. 基準価額が9,000円未満の場合・・・年率1.0500%（税抜1.00%）

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

1. 信託報酬が年率1.2075%（税抜1.15%）の場合

信託報酬率（年率）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.2075% (1.15%)	0.4200% (0.40%)	0.7350% (0.70%)	0.0525% (0.05%)

※括弧内は税抜です。

2. 信託報酬が年率1.0500%（税抜1.00%）の場合

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.0500% (1.00%)	0.2625% (0.25%)	0.7350% (0.70%)	0.0525% (0.05%)

※括弧内は税抜です。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

- ① 当ファンドの主要投資対象であるユーロ円債について、当該ユーロ円債の時価総額に対して年率0.8%程度を管理費用としてご負担いただきます。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。
- ③ 当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、デリバティブ取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ④ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。
- ⑤ 以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産から支払います。なお、委託会社は、以下の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
 - 1) この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用
 - 2) 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
 - 3) 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 - 4) 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - 5) 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - 6) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - 7) この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 8) 格付の取得に要する費用
 - 9) この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、ユーロ円債の管理費用を除いて、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。平成26年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
- ・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

2) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

- ・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、7.147%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- ・なお、上記の7.147%の税率は、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）の税率となる予定です。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

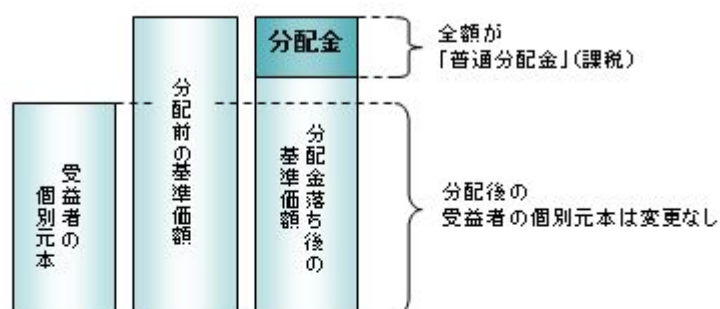
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

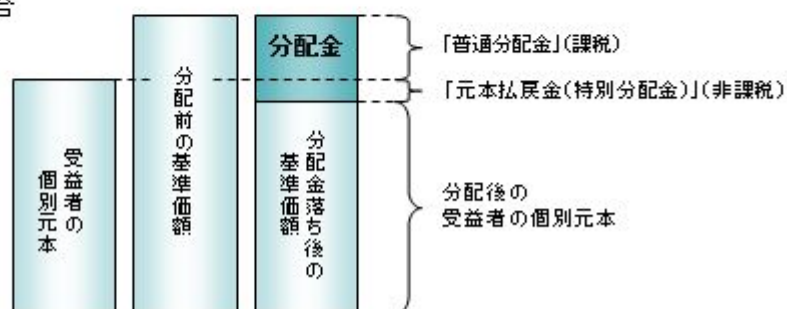
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2013年6月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	イギリス	93,966,400	97.47
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	2,440,160	2.53
合計（純資産総額）		96,406,560	100.00

（２）【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	利率（％）	償還期限	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
イギリス	社債券	10 Year JPY Note Linked to KINETIC Trading Strategy on Global High-Yield Shares	—	2017/03/10	281,000,000	34.34	96,495,400	33.44	93,966,400	97.47

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
社債券	97.47
合 計	97.47

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末	2007年 6月11日	508	520	0.9940	1.0170
第2特定期間末	2007年12月10日	465	478	0.9066	0.9306
第3特定期間末	2008年 6月10日	391	403	0.7845	0.8085
第4特定期間末	2008年12月10日	249	253	0.5242	0.5342
第5特定期間末	2009年 6月10日	255	259	0.5337	0.5417
第6特定期間末	2009年12月10日	222	225	0.4931	0.5011
第7特定期間末	2010年 6月10日	189	192	0.4350	0.4410
第8特定期間末	2010年12月10日	166	168	0.4310	0.4370
第9特定期間末	2011年 6月10日	138	139	0.3960	0.4000
第10特定期間末	2011年12月12日	110	111	0.3291	0.3321
第11特定期間末	2012年 6月11日	99	100	0.3102	0.3132
第12特定期間末	2012年12月10日	94	95	0.3173	0.3203
第13特定期間末	2013年 6月10日	99	99	0.3568	0.3588
2012年 6月末日		98	—	0.3084	—
7月末日		98	—	0.3080	—
8月末日		99	—	0.3152	—
9月末日		97	—	0.3085	—
10月末日		93	—	0.3119	—
11月末日		92	—	0.3117	—
12月末日		97	—	0.3329	—
2013年 1月末日		103	—	0.3552	—
2月末日		101	—	0.3499	—
3月末日		101	—	0.3544	—
4月末日		104	—	0.3676	—
5月末日		103	—	0.3727	—
6月末日		96	—	0.3468	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

② 【分配の推移】

特定期間	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2007年 2月20日～2007年 6月11日	0.0230
第2特定期間	2007年 6月12日～2007年12月10日	0.0440
第3特定期間	2007年12月11日～2008年 6月10日	0.0440
第4特定期間	2008年 6月11日～2008年12月10日	0.0300
第5特定期間	2008年12月11日～2009年 6月10日	0.0160
第6特定期間	2009年 6月11日～2009年12月10日	0.0160
第7特定期間	2009年12月11日～2010年 6月10日	0.0130
第8特定期間	2010年 6月11日～2010年12月10日	0.0120
第9特定期間	2010年12月11日～2011年 6月10日	0.0090
第10特定期間	2011年 6月11日～2011年12月12日	0.0070
第11特定期間	2011年12月13日～2012年 6月11日	0.0060
第12特定期間	2012年 6月12日～2012年12月10日	0.0060
第13特定期間	2012年12月11日～2013年 6月10日	0.0050

③ 【収益率の推移】

特定期間	期間	収益率（％）
第1特定期間	2007年 2月20日～2007年 6月11日	1.70
第2特定期間	2007年 6月12日～2007年12月10日	△4.37
第3特定期間	2007年12月11日～2008年 6月10日	△8.61
第4特定期間	2008年 6月11日～2008年12月10日	△29.36
第5特定期間	2008年12月11日～2009年 6月10日	4.86
第6特定期間	2009年 6月11日～2009年12月10日	△4.61
第7特定期間	2009年12月11日～2010年 6月10日	△9.15
第8特定期間	2010年 6月11日～2010年12月10日	1.84
第9特定期間	2010年12月11日～2011年 6月10日	△6.03
第10特定期間	2011年 6月11日～2011年12月12日	△15.13
第11特定期間	2011年12月13日～2012年 6月11日	△3.92
第12特定期間	2012年 6月12日～2012年12月10日	4.22
第13特定期間	2012年12月11日～2013年 6月10日	14.02

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

特定期間	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2007年 2月20日～2007年 6月11日	552,130,000	40,340,000
第2特定期間	2007年 6月12日～2007年12月10日	127,913,540	125,811,756
第3特定期間	2007年12月11日～2008年 6月10日	18,848,760	33,640,166
第4特定期間	2008年 6月11日～2008年12月10日	18,902,520	42,666,190
第5特定期間	2008年12月11日～2009年 6月10日	14,147,690	11,066,146
第6特定期間	2009年 6月11日～2009年12月10日	19,300,462	47,153,430
第7特定期間	2009年12月11日～2010年 6月10日	32,665,054	47,675,680
第8特定期間	2010年 6月11日～2010年12月10日	7,051,810	56,443,570
第9特定期間	2010年12月11日～2011年 6月10日	4,851,814	41,522,110
第10特定期間	2011年 6月11日～2011年12月12日	8,925,731	21,445,753
第11特定期間	2011年12月13日～2012年 6月11日	6,632,026	22,341,293
第12特定期間	2012年 6月12日～2012年12月10日	3,506,171	27,259,450
第13特定期間	2012年12月11日～2013年 6月10日	15,108,073	34,599,855

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考情報)

運用実績

データ基準日：2013年6月28日現在

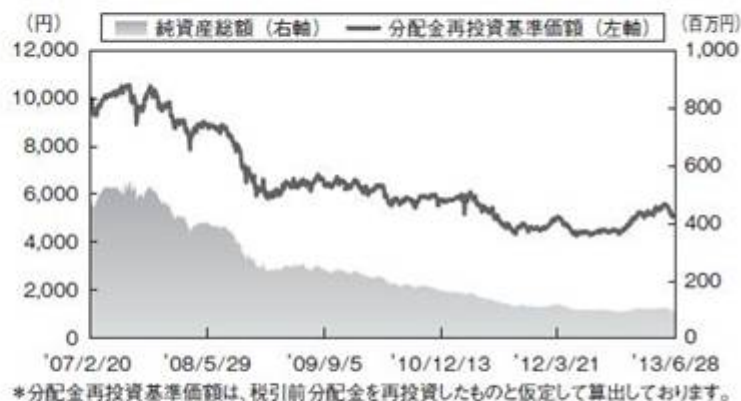
■ 基準価額・純資産の推移

基準価額	3,468 円
純資産総額	96 百万円

■ 分配の推移

決算期	分配金
第21期(平成24年 6月11日)	30 円
第22期(平成24年 9月10日)	30 円
第23期(平成24年12月10日)	30 円
第24期(平成25年 3月11日)	30 円
第25期(平成25年 6月10日)	20 円
設定来累計	2,310 円

*分配金は、1万口当たり、税引き前の金額です。

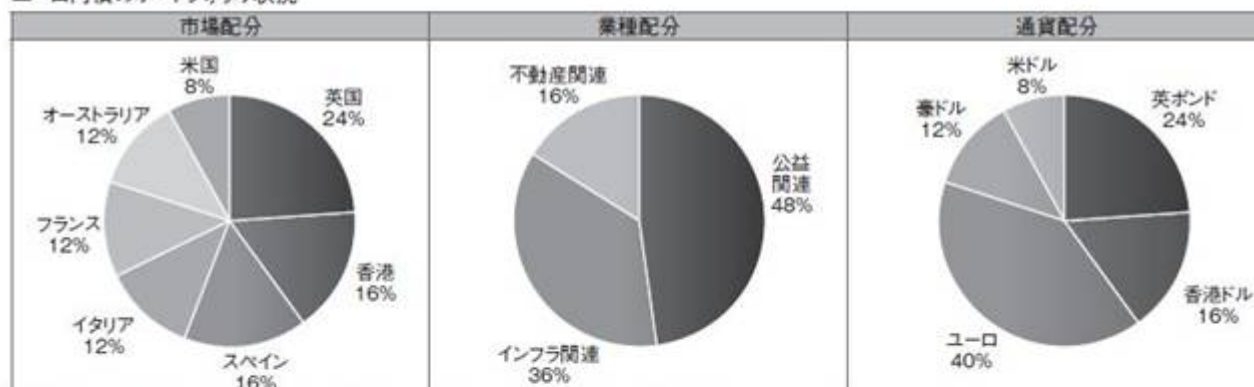


■ 主要な資産の状況

ファンドの内訳	比率
ユーロ円債	97.5%
現金等	2.5%
合計	100.0%

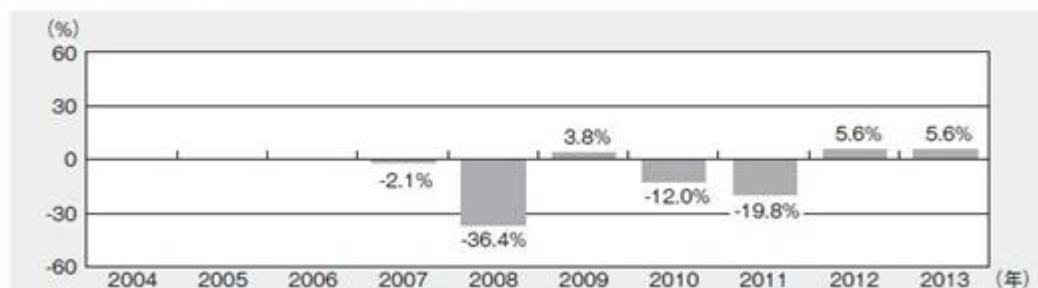
*比率は小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

ユーロ円債のポートフォリオ状況



*比率はユーロ円債の額面金額に対する比率であり、平成25年5月29日時点のものです。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



*当ファンドにはベンチマークはありません。ファンドの収益率は税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。2007年は設定日(2月20日)から12月末までの収益率です。2013年は6月末までの収益率です。

※ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ニューヨークの銀行休業日

●ロンドンの銀行休業日

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(7) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜日本アジア・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク＞

電話番号：03-5542-7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.ja-am.jp/>

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ニューヨークの銀行休業日

●ロンドンの銀行休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限（1億口または1億円以上の解約は、正午まで）を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<日本アジア・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク>

電話番号：03-5542-7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.ja-am.jp/>

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

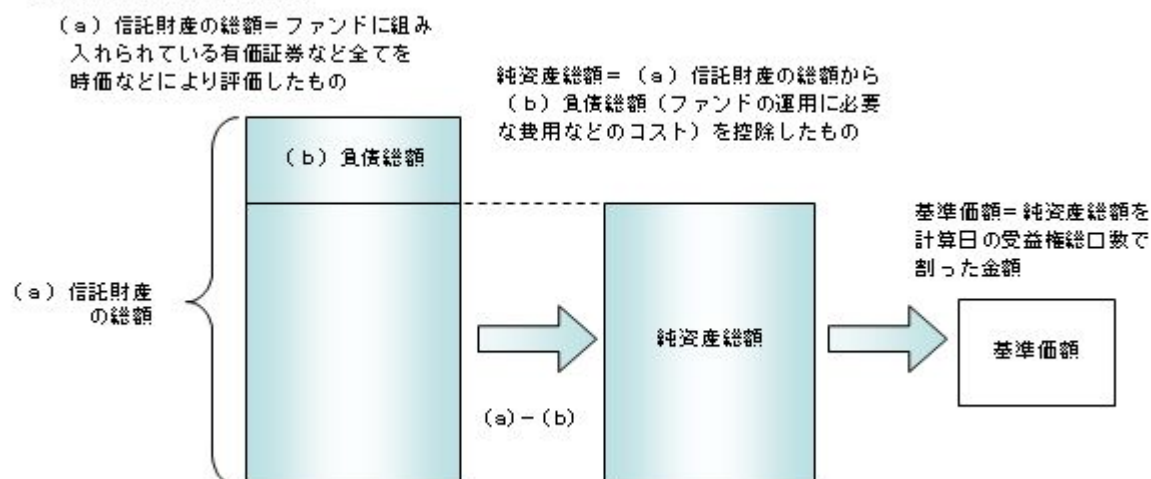
(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇外国公社債

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<日本アジア・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク>

電話 番 号：03-5542-7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.ja-am.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（平成19年2月20日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年3月11日から6月10日、6月11日から9月10日、9月11日から12月10日、12月11日から翌年3月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べるすることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 主要投資対象であるユーロ円債の発行体の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり当該債券をすべて売却した場合

ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ニ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、

信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

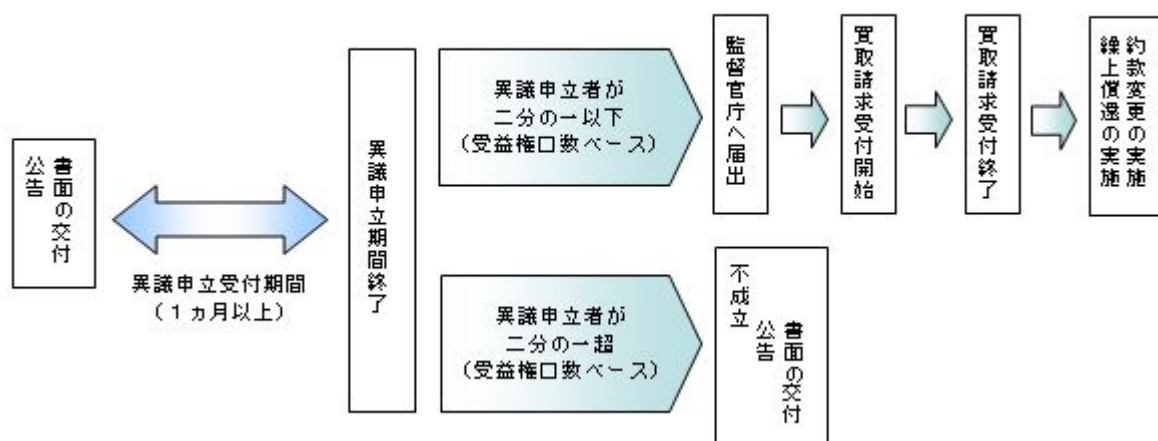
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、年2回（3月、9月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・ 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成24年12月11日から平成25年6月10日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

グローバル高配当プラス・ファンド（四半期決算型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成24年12月10日現在)	当期 (平成25年 6月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,477,237	4,582,374
社債券	92,106,000	96,495,400
未収利息	11	4
その他未収収益	25,039	—
流動資産合計	96,608,287	101,077,778
資産合計	96,608,287	101,077,778
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	892,530	556,036
未払解約金	9,316	380
未払受託者報酬	12,495	13,602
未払委託者報酬	237,354	258,358
その他未払費用	1,051,022	1,064,368
流動負債合計	2,202,717	1,892,744
負債合計	2,202,717	1,892,744
純資産の部		
元本等		
元本	297,510,034	278,018,252
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△203,104,464	△178,833,218
（分配準備積立金）	5,036,724	4,558,243
元本等合計	94,405,570	99,185,034
純資産合計	94,405,570	99,185,034
負債純資産合計	96,608,287	101,077,778

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成24年 6月12日 至 平成24年12月10日	当期 自 平成24年12月11日 至 平成25年 6月10日
営業収益		
受取利息	4,958,109	2,991,299
有価証券売買等損益	1,641,279	12,708,116
その他収益	25,039	23,898
営業収益合計	6,624,427	15,723,313
営業費用		
受託者報酬	25,476	26,788
委託者報酬	484,000	508,975
その他費用	2,158,759	2,126,188
営業費用合計	2,668,235	2,661,951
営業利益	3,956,192	13,061,362
経常利益	3,956,192	13,061,362
当期純利益	3,956,192	13,061,362
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△38,861	417,747
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△221,620,127	△203,104,464
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,777,191	22,730,608
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,777,191	22,730,608
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,413,396	9,679,859
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,413,396	9,679,859
分配金	1,843,185	1,423,118
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△203,104,464	△178,833,218

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 平成24年12月11日 至 平成25年 6月10日
有価証券の評価基準および評価方法	社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売り気配相場は使用しない）又は、価格情報会社の提示する価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (平成24年12月10日現在)	当期 (平成25年 6月10日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額		
期首元本額	321,263,313円	297,510,034円
期中追加設定元本額	3,506,171円	15,108,073円
期中一部解約元本額	27,259,450円	34,599,855円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は203,104,464円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は178,833,218円であります。
3. 特定期間末日における受益権の総数	297,510,034口	278,018,252口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 平成24年 6月12日 至 平成24年12月10日	当期 自 平成24年12月11日 至 平成25年 6月10日
分配金の計算過程	(平成24年6月12日から平成24年9月10日までの計算期間)	(平成24年12月11日から平成25年 3月11日までの計算期間)
費用控除後の配当等収益額	1,702,677円	1,396,241円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	682,926円	739,375円
分配準備積立金額	4,214,994円	4,820,695円
当ファンドの分配対象収益額	6,600,597円	6,956,311円
当ファンドの期末残存口数	316,885,069口	289,027,570口
1万口当たり収益分配対象額	208.29円	240.67円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	950,655円	867,082円
	(平成24年 9月11日から平成24年12月10日までの計算期間)	(平成25年3月12日から平成25年6月10日までの計算期間)
費用控除後の配当等収益額	1,268,528円	123,206円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	674,433円	892,621円
分配準備積立金額	4,660,726円	4,991,073円
当ファンドの分配対象収益額	6,603,687円	6,006,900円
当ファンドの期末残存口数	297,510,034口	278,018,252口
1万口当たり収益分配対象額	221.94円	216.05円
1万口当たり分配金額	30.00円	20.00円
収益分配金金額	892,530円	556,036円

(金融商品に関する注記)

項目	前期 自 平成24年 6月12日 至 平成24年12月10日	当期 自 平成24年12月11日 至 平成25年 6月10日
1. 金融商品の状況に関する事項	・金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 ・金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券関係に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 ・金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	・金融商品に対する取組方針 同左 ・金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左 ・金融商品に係るリスク管理体制 同左 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左
2. 金融商品の時価等に関する事項	・貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ・時価の算定方法 社債券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	・貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 ・時価の算定方法 同左

(有価証券関係に関する注記)
売買目的有価証券

種類	前期 自 平成24年 6月12日 至 平成24年12月10日	当期 自 平成24年12月11日 至 平成25年 6月10日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
社債券	1,315,800	△891,900
合計	1,315,800	△891,900

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	前期 (平成24年12月10日現在)	当期 (平成25年 6月10日現在)
1口当たり純資産の額 (1万口当たり)	0.3173円 (3,173円)	0.3568円 (3,568円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
社債券	日本円	10 Year JPY Note linked to KINETIC Trading Strategy on Global High-Yield Shares	281,000,000	96,495,400	
合計			281,000,000	96,495,400	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2013年6月28日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	97,008,386 円
II 負債総額	601,826 円
III 純資産総額（I－II）	96,406,560 円
IV 発行済口数	278,004,752 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.3468 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

平成25年6月末現在の委託会社の資本金の額：	1,305,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	6,400株
発行済株式総数：	5,200株
最近5年間における資本金の額の増減：	平成21年11月30日に125,000,000円の増資 平成25年3月18日に150,000,000円の増資

（2）委託会社等の機構

① 平成25年6月末現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。

・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。3名以上7名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。取締役会はその決議をもって、取締役社長を定めます。

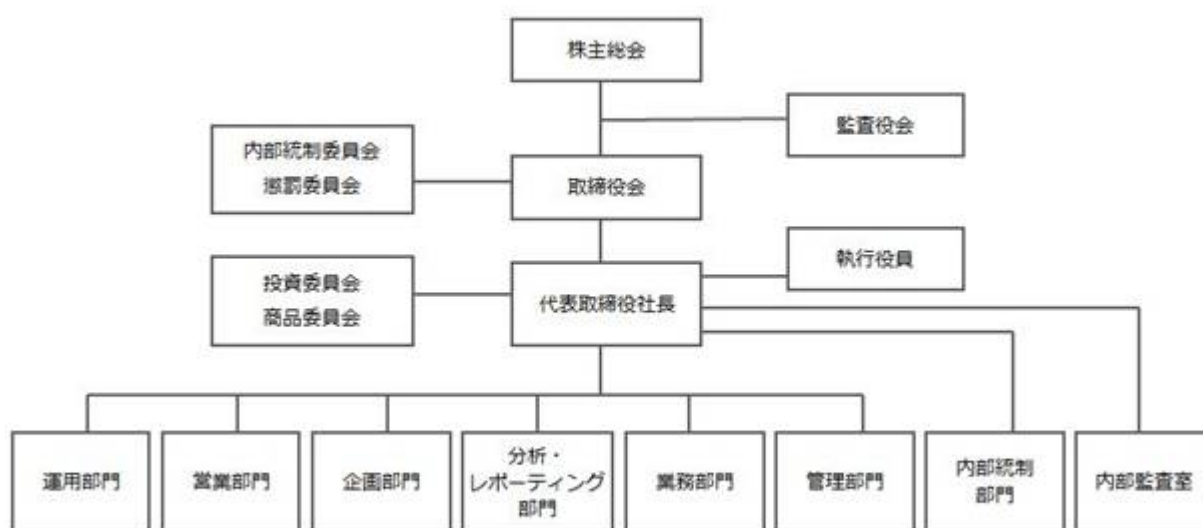
・監査役会

3名以上4名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の最終の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

・各種委員会

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の下部機構として内部統制委員会および懲罰委員会が、代表取締役社長の下部機構として投資委員会および商品委員会が、それぞれ設置されています。

② 組織図



（平成25年6月末現在）

③ 投資運用の意思決定機構

1. 投資委員会において、運用部門が策定した運用方針・運用計画に関する協議・決定を行います。また、運用状況検討会から提言があった場合には、運用方針・運用計画の見直し方策に関する協議・決定を行います。投資委員会は、代表取締役社長、運用部門責任者、各ファンドマネージャーおよび投資判断者、分析・レポート部門の責任者、企画部門の責任者、内部統制部門責任者、で構成し、原則として月次で開催されます。
2. 運用部門のファンドマネージャーは、投資委員会において決定された運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図をします。業務部門（トレーディング）は、これに基づき、売買の執行および取引内容の確認を行います。
3. 運用状況検討会において、分析・レポート部門による運用実績評価・パフォーマンス分析に基づき、運用状況の検証を行います。また、必要に応じ、運用方針・運用計画の見直しを投資委員会に提言します。運用状況検討会は、分析・レポート部門、運用部門、企画部門、営業部門、業務部門、内部統制部門の各責任者で構成し、原則として月次で開催されます。

（平成25年6月末現在）

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。
- ・平成25年6月末現在、委託会社が運用する投資信託（総ファンド数42本、純資産総額41,046百万円。ただし、親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	37	35,858
単位型株式投資信託	5	5,188
合計	42	41,046

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、新日本有限責任監査法人が主催する研修会等に積極的に参加しており、また、会計基準等の情報交換も密に行っております。

財務諸表

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		133,219		151,547
前払費用		10,251		8,190
未収入金		9		42,471
未収委託者報酬		90,344		42,284
未収収益		88,990		25,882
立替金		68,601		41,972
未収消費税等		—		1,421
流動資産合計		391,417		313,770
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備（純額）	*1	6,195	*1	0
器具備品（純額）	*1	1,843	*1	0
有形固定資産合計		8,039		0
無形固定資産				
ソフトウェア		54,495		0
電話加入権		1,294		—
無形固定資産合計		55,789		0
投資その他の資産				
投資有価証券		—		100,000
破産更生債権等		2,459		2,459
長期差入保証金		21,613		30,362
長期前払費用		542		155
貸倒引当金		△2,459		△2,459
投資その他の資産合計		22,156		130,518
固定資産合計		85,985		130,518
資産合計		477,403		444,288
負債の部				
流動負債				
預り金		31,664		15,208
未払金		13,886		77,204
未払手数料		23,630		17,625
未払費用		4,379		1,861
未払委託調査費		47,490		10,036
未払法人税等		3,165		2,390
未払消費税等		2,490		—
前受収益		815		817
賞与引当金		5,318		—
流動負債合計		132,841		125,144
固定負債				
長期前受収益		1,146		328
固定負債合計		1,146		328
負債合計		133,987		125,473

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,155,000	1,305,000
資本剰余金		
資本準備金	125,000	275,000
資本剰余金合計	125,000	275,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△936,584	△1,261,184
利益剰余金合計	△936,584	△1,261,184
株主資本合計	343,415	318,815
純資産合計	343,415	318,815
負債・純資産合計	477,403	444,288

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	798,049	543,272
投資助言報酬	53,565	27,312
運用受託報酬	215,905	75,959
投資兼業報酬	3,190	1,836
営業収益合計	1,070,711	648,380
営業費用		
支払手数料	170,286	147,709
広告宣伝費	3,474	785
調査費	47,010	33,021
委託調査費	367,476	175,847
図書費	197	153
委託計算費	1,862	1,607
通信費	4,521	3,755
印刷費	3,781	4,473
諸会費	2,270	3,145
営業費用合計	600,882	370,497
一般管理費		
給料・手当	252,569	243,087
役員報酬	38,700	21,450
租税公課	4,220	4,928
不動産賃借料	34,130	35,416
退職給付費用	7,691	7,435
固定資産減価償却費	4,147	6,526
消耗器具備品費	4,236	2,982
機器賃借料	53,107	11,942
法律専門家報酬	2,061	8,595
新人採用費	4,121	5,126
諸経費	88,941	117,654
一般管理費合計	493,928	465,146
営業損失	24,100	187,264
営業外収益		
受取利息	*1 247	0
為替差益	*1 234	399
営業外収益合計	482	399
営業外費用		
支払利息	11 *1	1,396
株式交付費	115	—
その他営業外費用	*2 107	55
営業外費用合計	234	1,451
経常損失	23,852	188,316
特別損失		
減損損失	— *3	61,537
投資信託補正損失	— *4	73,796
特別損失合計	—	135,333
税引前当期純損失	23,852	323,649
法人税、住民税及び事業税	950	950
当期純損失	24,802	324,599

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,155,000	1,155,000
当期変動額		
新株の発行	—	150,000
当期変動額合計	—	150,000
当期末残高	1,155,000	1,305,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	125,000	125,000
当期変動額		
新株の発行	—	150,000
当期変動額合計	—	150,000
当期末残高	125,000	275,000
資本剰余金合計		
当期首残高	125,000	125,000
当期変動額		
新株の発行	—	150,000
当期変動額合計	—	150,000
当期末残高	125,000	275,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△911,781	△936,584
当期変動額		
当期純損失	△24,802	△324,599
当期変動額合計	△24,802	△324,599
当期末残高	△936,584	△1,261,184
利益剰余金合計		
当期首残高	△911,781	△936,584
当期変動額		
当期純損失	△24,802	△324,599
当期変動額合計	△24,802	△324,599
当期末残高	△936,584	△1,261,184
株主資本合計		
当期首残高	368,218	343,415
当期変動額		
新株の発行	—	300,000
当期純損失	△24,802	△324,599
当期変動額合計	△24,802	△24,599
当期末残高	343,415	318,815

	前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
純資産合計		
当期首残高	368,218	343,415
当期変動額		
新株の発行	—	300,000
当期純損失	△24,802	△324,599
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—
当期変動額合計	△24,802	△24,599
当期末残高	343,415	318,815

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物附属設備 15,427千円 器具備品 4,644千円	＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物附属設備 16,002千円 器具備品 4,804千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)								
※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 受取利息 247千円	※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 支払利息 1,396千円								
※2 その他営業外費用 ①解約金 56千円 ②業務処理過誤により発生した費用 50千円	※3 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>本社(東京都中央区)</td><td>事業用資産</td><td>建物附属設備、器具備品、電話加入権、ソフトウェア、長期差入保証金</td></tr></table> 当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。 当事業年度において、事業用資産の収益性が低下したこと等に伴い当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減損し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上（61,537千円）しております。 その内訳は、建物附属設備5,620千円、器具備品1,683千円、電話加入権1,294千円、ソフトウェア48,703千円、長期差入保証金4,234千円であります。 なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから備忘価額により評価しております。			場所	用途	種類	本社(東京都中央区)	事業用資産	建物附属設備、器具備品、電話加入権、ソフトウェア、長期差入保証金
場所	用途	種類							
本社(東京都中央区)	事業用資産	建物附属設備、器具備品、電話加入権、ソフトウェア、長期差入保証金							
	※4 当社が運営するユーロ・ソーラー・ファンド1006およびベトナム不動産ファンドについて純資産評価額の再評価を行った結果、補正額を当社負担とすることとし、それぞれ59,200千円および14,595千円を特別損失として計上しております。								

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,600	—	—	4,600
合 計	4,600	—	—	4,600

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,600	600	—	5,200
合 計	4,600	600	—	5,200

（注1）当事業年度の株式の増加は、財務基盤強化のために600株の株主割当による増資を行ったものであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、現状、資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、金融機関からの借入による資金調達は行っておりません。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(※)	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	133,219	133,219	—
(2) 未収委託者報酬	90,344	90,344	—
(3) 未収収益	88,990	88,990	—
(4) 立替金	68,601	68,601	—
(5) 預り金	(31,664)	(31,664)	—
(6) 未払委託調査費	(47,490)	(47,490)	—

（※）負債に計上されているものは、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）現金及び預金・（2）未収委託者報酬・（3）未収収益、並びに（4）立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（5）預り金、並びに（6）未払委託調査費

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	133,219
未収委託者報酬	90,344
未収収益	88,990
立替金	68,601
合計	381,155

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(※)	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	151,547	151,547	—
(2) 未収入金	42,471	42,471	—
(3) 未収委託者報酬	42,284	42,284	—
(4) 未収収益	25,882	25,882	—
(5) 立替金	41,972	41,972	—
(6) 未払金	(77,204)	(77,204)	—

(※) 負債に計上されているものは、() で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金・(2) 未収入金・(3) 未収委託者報酬・(4) 未収収益、並びに(5) 立替金これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	151,547
未収入金	42,471
未収委託者報酬	42,284
未収収益	25,882
立替金	41,972
合計	304,158

(注3) 非上場株式(貸借対照表計上額100,000千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(有価証券関係)

該当事項ありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
確定拠出年金への掛金支払額	7,691	7,435
合計	7,691	7,435

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
繰延税金資産		
繰越欠損金	409,070	505,183
未確定債務	3,713	2,795
未払事業税	842	547
減価償却超過額	225	28
減損損失	—	21,931
賞与引当金	2,021	—
貸倒引当金	876	876
資産除去債務	408	440
繰延税金資産小計	417,157	531,803
評価性引当金	(417,157)	(531,803)
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債	—	—
繰延税金資産の純額	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。

（資産除去債務関係）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当社は、本社オフィスの不動産賃貸契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外ありません。

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

①委託者報酬

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

②投資助言報酬、運用受託報酬及び投資兼業報酬

（単位：千円）

日本	その他	合計
132,044	140,617	272,661

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎として、国または地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

①委託者報酬

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

②投資助言報酬、運用受託報酬及び投資兼業報酬

（単位：千円）

日本	その他	合計
52,178	52,930	105,108

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎として、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の 所 有 （ 被 所 有） 割合	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	日本アジ アホール ディング ズ(株)	東京都 千代田 区	2,641 百万円	投資 事業	被所有 直接 100%	経営管理 役員の兼 任	資金の貸 付 貸付金利 息の受取	130,000 千円 247 千円	関係会 社短期 貸付金	—

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 親会社等

種類	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の 所 有 （ 被 所 有） 割合	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	日本アジ アホール ディング ズ(株)	東京都 千代田 区	99 百万円	投資 事業	被所有 直接 100%	経営管理 役員の兼 任	株主割当 による新 株発行	300,000 千円	—	—
親会社 等	日本アジ アグルー プ(株)	東京都 千代田 区	3,800 百万円	投資 事業	被所有 間接 100%	経営管理 役員の兼 任	経営指導 料の支払 資金の借 入 借入金利 息	31,240 千円 100,000 千円 1,396 千円	未払金 — —	2,982 千円 — —

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 経営指導料については、対価として合理的な金額を算定のうえ決定しております。

2. 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議 決 権 等 の 所 有 （ 被 所 有 ） 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内 容	取引 金額	科目	期末 残高
同一の 親会社 を持つ 会社	国際ラン ド&ディ ベロップ メント(株)	東京都 千代田 区	100 百万円	不動産 開発・ 賃貸等	—	ファンド 運営	ベトナム 不動産 ファンド に係る補 正処理に 係る分担 金	42,471 千円	未収 入金	42,471 千円
同一の 親会社 を持つ 会社	日本アジ ア証券(株)	東京都 中央区	4,100 百万円	有価証 券等の 売買及 び売買 の仲介	—	投資有価 証券取得 役員の兼 任	投資有価 証券取得	100,000 千円	投資有 価証券	100,000 千円

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資一任業者としての当社及び投資アドバイザーとしての国際ランド&ディベロップメント株式会社のそれぞれの職責を勘案し、応分の負担額を決定しております。
2. 有価証券の取得価格は、独立した第三者による株価評価書を勘案して決定しており、支払条件は一括現金払いであります。

3. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本アジアグループ(株)（東京証券取引所に上場）

日本アジアホールディングズ(株)（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1 日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1 日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	74,655円	61,310円
1株当たり当期純損失金額	5,391円	70,238円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月 1 日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1 日 至 平成25年3月31日)
当期純損失	24,802千円	324,599千円
普通株式に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純損失	24,802千円	324,599千円
普通株式の期中平均株式数	4,600株	4,621株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成25年3月末現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成25年3月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
おきなわ証券株式会社	628百万円	
日本アジア証券株式会社	4,100百万円	
パークレイズ証券株式会社	32,945百万円	
フィリップ証券株式会社	950百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成24年12月21日	臨時報告書
平成25年3月8日	有価証券報告書
平成25年3月8日	有価証券届出書
平成25年3月25日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年7月26日

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井尾 稔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル高配当プラス・ファンド（四半期決算型）の平成24年12月1日から平成25年6月10日までの第13特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル高配当プラス・ファンド（四半期決算型）の平成25年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社（旧会社名 ユナイテッド投信投資顧問株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月11日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井尾 稔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。